

令和6年3月定例会・会議録

令和6年3月22日（金） 午前9時55分 開議

◎出席議員（10名）

【尾花沢市選出議員】

3番 高橋 隆雄 君 5番 鈴木由美子 君 6番 和田 哲 君
7番 星川 薫 君 8番 青野 隆一 君

【大石田町選出議員】

1番 大野 達也 君 2番 川崎 義治 君 4番 二藤部冬馬 君
9番 村形 昌一 君 10番 小玉 勇 君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管理者	結城 裕 君
副管理者	庄司 中 君
会計管理者	有路 玲子 君
幹事 市環境エネルギー課長	三宅 良文 君
幹事 町まちづくり推進課長	大山 和彦 君
幹事 町建設課長	大沼 進悟 君
事務局長	間宮 康介 君
統括課長（兼）管理課長	押切 民典 君
上下水道課長	小野 昭弘 君
環境衛生課長	森 雅之 君

◎議長（村形昌一議員）

皆さん、おはようございます。これより、令和6年3月定例会を開会いたします。出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。この際、事務局長から発言の申し出がありますので、これを許します。事務局長。

◎事務局長（間宮康介君）

貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございません。事前に配布してございました、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合予算書についてでございますが、一部誤記がございました。正しくは、お手元に配布してございます正誤表のとおりであります。誠に申し訳ありませんが、訂正について、議長のご許可をいただきますよう、お願い申し上げます。

◎議長（村形昌一議員）

ただ今、事務局長より、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合予算書の訂正の申出がありましたので、議長において、これを許可します。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、星川薫議員、8番、青野隆一議員、10番、小玉勇議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、二藤

部冬馬議員。

◎議会運営委員長（二藤部冬馬議員）

議会運営委員会の審議の結果について、ご報告申し上げます。令和6年3月1日に招集告示になりました、今定例会に係る議会運営委員会を、去る3月18日、午後1時00分より、環境衛生事業組合会議室において開会いたしました。当局から、事務局長、統括課長（兼）管理課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取し、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところです。その結果、今定例会の会期については、皆様方のお手元に配付しております会期・議事日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第です。何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告とします。

◎議長（村形昌一議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。事務局長。

◎事務局長（間宮康介君）

命によりまして、ご報告申し上げます。監査委員より、議長宛に令和5年12月から令和

6年2月までに実施いたしました例月出納検査につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和5年4月1日から本日までの組合議会関係の事務処理報告書を配付しておりますのでご参照願います。以上で報告を終わります。

◎議長（村形昌一議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。日程第4、承第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてから、日程第17、議第13号、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合証紙条例の一部を改正する条例の制定についてまでの14案件を一括上程いたします。この際、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

◎管理者（結城 裕君）

ただ今上程になりました提出議案の説明に先立ち、組合の各事業を取り巻く情勢と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、市町民の皆様の一層のご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

はじめに、環境衛生事業の塵芥処理について申し上げます。環境衛生センターに直接搬入されるごみと、各家庭から排出されるごみの量はゆるやかな減少傾向にあります。集められるごみの約8割がもやせるごみであり、このもやせるごみを処理する焼却炉本体は、平成15年3月の使用開始から21年が経過し、老朽化のため年々補修費用が

増加しております。加えて、焼却炉を収める建屋も昭和55年3月竣工から44年が経過していることから、経年劣化が著しく、建設年度の関係から現在の耐震基準を満たしてはいない状況であります。

同時に不燃物・粗大ごみを処理するリサイクルプラザについても、平成13年2月の使用開始から23年が経過し、ごみ焼却施設同様、建屋、機械設備の老朽化が進行しております。

このため、ごみ焼却施設の更新に向け、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用した生活環境影響調査を毒沢地内において行い、調査終了後には、毒沢地区役員の皆様、関係機関に調査の報告を行っております。今後も同交付金を活用し、施設整備に向け鋭意に検討協議を進めて参ります。白鷺最終処分場については、今後も廃棄物のリサイクルによる減量化を推進していきます。加えて、民間一般廃棄物最終処分場への外部委託を継続しながら、白鷺最終処分場の延命化を図って参ります。

次に、し尿処理について申し上げます。汚泥再生処理センターについては、高度処理による適正な水質管理を徹底しております。今後も安全で安定的な維持管理に努めて参ります。

次に、水道事業について申し上げます。水道事業は、住民生活に直結するライフラインとして極めて重要な役割を担っており、地域住民の日常生活や産業活動を支える必要不可欠なものであります。しかし、水道事業を取り巻く環境は厳しく、人口減少に伴う過疎化の

進行、さらに節水器具等の普及による水需要の伸び悩みによる経営基盤の脆弱化が懸念されます。

このことを踏まえ、経費の節減と効率的な投資に努め、安全で安定した水道水の供給を理念に事業を進めております。建設改良事業については、石綿セメント配水管等、老朽配水管の更新をはじめ、両市町で行う流雪溝工事、下水道工事に伴う配水管布設替を行い、災害に強い施設の構築を行って参ります。

次に、下水道事業について申し上げます。まず、流域関連公共下水道については、村山浄化センターに汚水を送り、安定した処理が行われています。令和5年3月末現在の水洗化率について申し上げますと、尾花沢市の加入者数は4,758人で、91.5%、大石田町の加入者数は4,110人で、95.7%となっております。令和5年度における工事により、尾花沢市で2.04ヘクタールの整備が終わり、年度末の供用開始に向けた準備を進めております。対象者は13戸37名であります。

一方、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業については、令和4年度に国の支援を受けてストックマネジメント計画を策定いたしました。この計画に基づき各施設の更新を実施するとともに、银山温泉浄化センターやグライダーポンプ等の維持管理を適切かつ合理的に進めて参ります。以上が、各事業の概要になります。

議員各位におかれましては、今後とも当組合の事業推進に対し、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

続いて、提出議案についてご説明申し上げます。はじめに、承第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認についてを申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度の水道事業会計補正予算(第2号)を専決しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。人事異動により給与費に不足が生じたため、見込まれる純利益により補てんするものです。

次に、議第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算(第2号)について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,753万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,993万5千円とするものです。歳出については、最終処分場流入流量計更新工事に対して増額をお願いする他は、事業費の確定に伴い減額補正するものです。歳入については、財産収入、繰越金を増額して、使用料及び手数料、国庫支出金、分担金を減額し、予算を調整するものです。

また、増額補正をお願いした最終処分場流量計更新工事ではありますが、年度内の工事及び流量計の納入が困難であるため繰越明許の設定をお願いするものです。加えて、ごみ処理施設整備事業に係るがけ地測量業務委託については、ドローンを使用したレーザー測量になるため、樹木の葉が繁茂する前に測量する必要があるために早期の発注

を必要とするため債務負担をお願いするものです。

次に、議第 2 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算(第 3 号)について申し上げます。水道事業収益の既決予定額から 33 万 6 千円を減額し、収益的収入の総額を 4 億 8,754 万円とし、水道事業費用の既決予定額に 8 万 6 千円を増額し、収益的支出の総額を 4 億 5,734 万 7 千円とするものです。いずれも、収益費用の確定により補正するものです。

次に、議第 3 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について申し上げます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額、4,386 万 6 千円を資本的収入に増額補正するものです。加えて、新年度の業務委託のなかで、4 月 1 日から行うマンホールポンプ維持管理業務委託に関して、年度内に委託契約を図るべく債務負担行為を設定するものです。

次に、議第 4 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)について申し上げます。新年度の業務委託のなかで、4 月 1 日から行う銀山温泉浄化センター及びマンホールポンプ維持管理業務委託に関して、年度内に委託契約を図るべく債務負担行為を設定するものです。

次に、議第 5 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について申し上げます。

新年度の業務委託のなかで、4 月 1 日から行うマンホールポンプ維持管理業務委託に関して、年度内に委託契約を図るべく債務負担行為を設定するものです。

次に、議第 6 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計資本剰余金の処分についてを申し上げます。令和 5 年度水道事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産の撤去により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金 150 万円を上限として補填するため、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものです。

次に、議第 7 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、8 億 8,003 万 7 千円とするものです。歳入の主なものは、分担金 7 億 7,382 万円、使用料及び手数料 8,672 万円、国庫支出金 733 万 5 千円、諸収入 915 万円などです。歳出の主なものは、各施設の維持管理に伴う委託料や工事請負費などであり、市町民の生活基盤を守るため計上したものです。

まず、火葬場費では、火葬施設運転管理業務委託料として 1,172 万 2 千円、火葬施設 24 時間予約受付業務委託料として 183 万 5 千円、火葬炉誘引送風機取替等の工事請負費として 742 万 3 千円を計上しております。

塵芥処理費では、環境衛生センター運転管理業務委託料として 1 億 7,358

万円、ごみ焼却施設残渣等埋立処分業務委託料として 1,023 万円、ごみ処理施設更新業者選定支援業務委託料として 2,200 万円、ごみ焼却施設維持管理補修等の工事請負費として 1 億 7,314 万円、ごみ収集車購入に 2,496 万 2 千円を計上しております。

し尿処理費では、環境衛生センター運転管理業務委託料として 1,694 万円、脱水汚泥処理業務委託料として 630 万 9 千円、破碎装置等の修繕工事請負費として、915 万 2 千円を計上しております。

次に、議第 8 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計予算について申し上げます。水道業務の予定量については、近年の水需要と給水人口動向等を踏まえ、年間における総配水量等を予測し計上したものです。

はじめに、収益的収支について申し上げます。事業収益は 4 億 7,327 万 5 千円であり、前年度対比 3%の減少となっております。主な収入として、営業収益となる給水収益は 4 億 601 万 5 千円を計上しております。費用となる事業費については 4 億 4,985 万 3 千円であり、前年度対比 1.3%の減少となっております。主なものは、営業費用の原水浄水費、配水給水費、業務総係費、減価償却費です。

次に、資本的収支について申し上げます。資本的収入は、工事負担金の 2,050 万円であり、前年度対比 76%の減少となっております。資本的支出は 2 億 7,621 万 6 千円であり、前年度対比

28.5%の減少となっております。主なものは、施設等整備のための建設改良費、企業債償還金です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 5,571 万 6 千円については、過年度分損益勘定留保資金等により補てんするものです。投資的事業となる建設改良については、両市町及び県における流雪溝整備に伴う配水管布設替工事、下水道等の他工事に関連した配水管布設替工事等を実施するものであります。加えて、石綿セメント管及び、老朽配水管の更新事業については、尾花沢市新町地区、西原地区で実施して参ります。また、5 年度から 7 年度まで 3 か年をかけて、水道事業長期計画の策定を予定しております。これからも、事業経営の理念である安全で安定した水道水の供給に向けて取り組み、経営の健全化に努めて参ります。

次に、議第 9 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計予算について申し上げます。まず、下水道事業の業務予定量について申し上げます。近年の需要と人口動向等を踏まえ、年間における総汚水量等を予測し、計上したところです。

はじめに、収益的収支について申し上げます。下水道事業収益は 4 億 148 万 9 千円であり、主な収入として、営業収益となる下水道使用料など 1 億 2,808 万 7 千円を計上しております。費用となる下水道事業費については 4 億 148 万 9 千円であり、主なものは、営業費用の管渠費、総係費、職員給与費、減価償却費、及び営業外費用の支払い利息及

び企業債取り扱い諸費、消費税及び地方消費税納付額です。

次に、資本的収支について申し上げます。資本的収入は4億636万8千円であり、主なものは、企業債、他会計補助金、国庫補助金であります。資本的支出は4億3,998万3千円であり、主なものは、管路施設費、流域下水道建設負担金、企業債償還金であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額3,361万5千円については、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。投資的事業となる管路施設費は、尾花沢市上町地内などの下水道管渠工事を予定しております。厳しい財政状況ではありますが、両市町と協議を図りながら、計画的かつ効率的な整備促進を図って参ります。

次に、議第10号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計予算について申し上げます。まず、下水道事業の業務予定量について申し上げます。近年の需要と人口動向等を踏まえ、年間における総汚水量等を予測し、計上したところです。はじめに、収益的収支について申し上げます。下水道事業収益は6,798万6千円であり、主な収入として、営業収益となる下水道使用料など1,203万8千円を計上しております。費用となる下水道事業費については6,798万6千円であり、主なものは、営業費用の管渠費、処理場費、職員給与費、減価償却費、そして営業外費用の支払い利息及び企業債取扱諸費です。

次に、資本的収支について申し上げます。

資本的収入は1億46万8千円であり、主なものは、企業債、他会計補助金、国庫支出金です。資本的支出は、1億443万7千円であり、管路施設費、処理場施設費、企業債償還金であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額396万9千円については、当年度分損益勘定留保資金により補てんするものです。

投資的事業となる管路施設費は、マンホールポンプ更新工事を予定しております。厳しい財政状況ではありますが、関係課と協議を図りながら、計画的かつ効率的な整備を図って参ります。

次に、議第11号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計予算について申し上げます。まず、下水道事業の業務予定量について申し上げます。近年の需要と人口動向等を踏まえ、年間における総汚水量等を予測し、計上したところです。

はじめに、収益的収支について申し上げます。下水道事業収益は4,642万7千円であり、主な収入として、営業収益となる下水道使用料など905万6千円を計上しております。費用となる下水道事業費については4,642万7千円であり、主なものは、営業費用の管渠費、職員給与費、減価償却費、及び営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費です。

次に、資本的収支について申し上げます。資本的収入は2,335万1千円であり、主なものは、企業債、他会計補助金です。資本的支出は2,987万円であり、主なものは、管路施設費、企業債償

還金です。資本的収入が資本的支出に対して不足する額、651万9千円については、当年度分損益勘定留保資金により補てんするものです。投資的事業となる管路施設費は、公共汚水ます設置工事を予定しております。厳しい財政状況ではありますが、関係課と協議を図りながら、計画的かつ効率的な整備を図って参ります。

次に、議第12号、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。特大サイズのごみ袋については、新ごみ焼却施設・リサイクル施設建設稼働に合わせて製造する計画でありましたが、市民、町民より資源ごみ袋の特大サイズの要望が多くあったため、令和6年度に製造、令和7年4月1日から使用できるように提案するものです。

次に、議第13号、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合証紙条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。議第12号と同様の理由により、指定ごみ袋特大用証紙を定めるため提案するものです。

以上が今定例会に提案いたしました議案の概要です。審議の過程において必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、慎重なる審議の上、原案どおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（村形昌一議員）

次に、議案の審議を行います。この際、お諮りいたします。日程第18、承第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境

衛生事業組合水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてから、日程第31、議第13号、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合証紙条例の一部を改正する条例の制定についてまでの14案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、14案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、まず、日程第18、承第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、承第1号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第19、議第1号、令和5年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算（第2号）を議題と

いたします。これより質疑に入ります。
ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論ですが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 1 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 20、議第 2 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論ですが、通告がありませんので終結いたします。これより、議第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 2 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 21、議第 3、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論ですが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 3 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 22、議第 4 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 4 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 4 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 23、議第 5 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 5 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 24、議第 6 号、令和 5 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計資本剰余金の処分についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 6 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 6 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 25、議第 7 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計予算を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 7 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 26、議第 8 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計予算を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論でありますが、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 8 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 8 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 27、議第 9 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計予算を、議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論でありますが、通告が

ありませんので終結いたします。

これより、議第 9 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 9 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 28、議第 10 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計予算を議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 10 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 10 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 29、議第 11 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計を、議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 11 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 11 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 30、議第 12 号、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 12 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 12 号は原案のとおり決しました。

次に、日程第 31、議第 13 号、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合証紙条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

質疑もないようですので、終結いたします。次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第 13 号を採決いたしま

す。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり決しました。

次に、日程第32、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査についてを議題といたします。皆様方のお手元に配付いたしております、申出書のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（村形昌一議員）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。管理者。

◎管理者（結城 裕君）

提出させていただきました原案をすべて可決していただきまして、本当にありがとうございます。引き続きのご指導のほど、ご支援のほど、よろしくお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます

いました。

◎議長（村形昌一議員）

これをもちまして、令和6年3月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時37分